

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和8年5月28日

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和8年4月7日（火）～令和8年5月6日（水）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。この他に、本省令案に関する御意見ではない内容のものが1件ございました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「インターネットによる公表・掲示」と有るが、戸籍等の追跡や、保険証などの照会がまず先だろう。 ネットに乗せて「連絡がとれた」とするのは、おかしいのではないか。 申請の性質から、連絡が取れない状態に病状の悪化などで入院している等の状況が容易に想像できる。 連絡が取れない特別の理由が無いのか、確認するのが先ではないのか。	「所在が知れない」とは、その者について関係書類の調査、実地調査等を行っても、なお送達すべき場所が不明な場合をいい、例えば、郵送した裁決書の謄本が宛先不明で返送されたことのみをもって該当するものではありません。